

新潟県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成30年3月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 新潟県規則第3号

新潟県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年新潟県条例第23号）第4条の規定に基づき、新潟県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、県民生活・環境部スポーツ課において行う。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。